

大田原市告示第97号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項について、公衆の閲覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第7条第5項において準用する場合を含む。）及び大田原市公共工事の入札及び契約の適正化の実施に関する規則（平成13年規則第22号）第2条の規定により告示する。

令和6年4月30日

大田原市長 相馬 憲一

| 項目 | 発注の見通しに関する事項 |
|------|---|
| 公表内容 | 大田原市建設工事発注見通し一覧 |
| 公表時期 | 当初の見通しは本日公表し、その後の見通しは7月、10月、1月に公表する。 |
| 閲覧場所 | 経営管理部財政課契約係窓口（本庁舎8階）及びホームページ |
| その他 | 窓口での閲覧においては、大田原市の休日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する休日は公表しない。 |